| 頁    | 項目                   | 修正前   | 修正後  | 修正理由  |  |  |  |  |
|------|----------------------|---|--|---|--|--|--|--|
| 第1章  | 本計画の策定に当たって          |   |  |   |  |  |  |  |
| 1    | 2 計画の性格              | 静岡県では、戦略計画としての「魅力ある"しずおか"2010戦略プラン後期5年計画(平成18年度~平成22年度。現在、改定作業中)<br>(以下「総合計画」という。)」を策定しています | 静岡県では、県政運営の基本方針としての「富国有徳の理想郷"ふじのくに"のグランドデザイン(基本構想の計画期間:平成22年度から概ね10年間を想定、基本計画の計画期間:平成22年度~平成25年度)(以下「総合計画」という。)」を策定しています。  | 総合計画策定に対応した時点修正   |  |  |  |  |
| 1-2  | 2 計画の性格              | (全般)業務棚卸表   | (全般)施策展開表  | 平成24年度から名称変更  |  |  |  |  |
| 2    | 3 計画の期間              | 平成 <u>24</u> 年度までの <u>3</u> 年間  | 平成 <u>25</u> 年度までの <u>4</u> 年間   | 計画期間の1年延長   |  |  |  |  |
| 第3章  | 消費者施策の展開の方向          |   |  |   |  |  |  |  |
| 9-10 | 1 自ら学び自立する消費<br>者の育成 | (全般)「消費者教育」   | 「消費教育」に統一  | 総合計画の表現に統一  |  |  |  |  |
| 9    | ②暮らしに関する情報提供         | ○ <u>医療</u> に関する情報提供(健康福祉部医療<br>健康局)  | ○医療 <u>機関・薬局</u> に関する情報提供(健康福祉部医療健康局 <u>・生活衛生局</u> )   | 医療機関に関する情報提供と併せて、薬局<br>に関する情報提供も行っているため                                     |  |  |  |  |
| 10   | ③消費教育の推進             | 家庭、学校、社会のそれぞれの場で消費者<br>教育の充実を図ります。  | 学校、地域、家庭、職域その他の様々な場で消費教育の充実を図ります。  | 静岡県消費生活条例の表現に統一(パブコメ<br>意見)   |  |  |  |  |
| 10   | ③消費教育の推進             | (前文に追加)   | 平成24年9月に設置した、県及び関係機関で構成する「ふじのくに消費教育研究会」において、今後の本県の消費教育の方向や具体的な手法等について研究を行います。<br>なお、平成24年12月には「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、都道府県は、政府が策定する「消費者教育の推進に関する基本方針」を踏まえて「都道府県消費者教育推進計画」の策定に努めるものとされています。 | 計画策定後の新たな取組(消費教育)を追加<br>(12月法施行)<br>※パブコメ後、研究会設置と法施行の記載が<br>時系列順になるよう整理・変更。 |  |  |  |  |
| 10   | ③消費教育の推進             | (追加)  | 「○ふじのくに消費教育研究会による消費教育に関する研究(くらし・環境部県民生活局)」を追加  | 計画策定後の新たな取組(消費教育)を追加  |  |  |  |  |
| 11   | ①食の安全の確保             | (前文に追加)   | また、福島第一原発の放射能汚染問題に関連して、県内に流通する農畜水産物や加工食品等の検査及び検査結果等の適時公表、食品と放射性物質に関する正しい知識普及などにより、食品の信頼度の向上を図ります。  | 計画策定後の新たな取組(放射性物質対応)<br>を追加   |  |  |  |  |
| 12   | ③適正な取引の確保            | <ul><li>○特定商取引法、県消費生活条例による取<br/>引適正化の推進(くらし・環境部県民生活<br/>局)</li></ul>                        | ○特定商取引法、 <u>割賦販売法、</u> 県消費生活条例による取引適正化の推進(くらし・環<br>境部県民生活局)  | 平成21年12月に割賦販売法に基づく個別クレジット業者に対する調査・処分権限が県知事に付与され、同法に基づく行政処分・指導を実施しているため      |  |  |  |  |
| 12   | ④適正な表示の確保            | (前文に追加)   | また、消費者庁では、食品表示を規定する主な3法(JAS法、食品衛生法、健康増進法)を一元化すべく検討を行っていることから、新法の内容に関する情報収集を進めるなど、適切な対応を図ります。   | 計画策定後の新たな取組(食品表示制度一<br>元化)を追加   |  |  |  |  |
| 12   | ④適正な表示の確保            | (追加)  | ○事業者に対する食品表示制度の啓発(くらし・環境部県民生活局)  | 基金事業により実施している取組を追加  |  |  |  |  |
| 15   | ③多重債務問題への対応          | ○福祉部門との連携による生活再建支援の<br>推進(くらし・環境部県民生活局、健康福祉<br>部福祉こども局)                                     | ○福祉部門との連携による生活再建支援の推進<br>(くらし・環境部県民生活局、健康福祉部 <u>福祉長寿局</u> )  | 平成24年度組織改正による担当部局変更   |  |  |  |  |
| 15   | ④不当な取引行為の防止          | <ul><li>○特定商取引法、県消費生活条例による取引適正化の推進(くらし・環境部県民生活局)</li></ul>                                  | ○特定商取引法、 <u>割賦販売法、</u> 県消費生活条例による取引適正化の推進(くらし・環<br>境部県民生活局)  | 平成21年12月に割賦販売法に基づく個別クレジット業者に対する調査・処分権限が県知事に付与され、同法に基づく行政処分・指導を実施しているため      |  |  |  |  |
| 16   | ⑤事業者に対する指導           | らし・環境部県民生活局)  | ○特定商取引法、 <u>割賦販売法、</u> 景品表示法 <u>、JAS法等</u> による指導(くらし・環境部県民生活局)   | 実態に即した修正(等=米トレーサビリティ<br>法)  |  |  |  |  |
| 16   | ⑤事業者に対する指導           | ○旅行業者に対する指導・監督(文化・観光<br>部 <u>観光局</u> )  | ○旅行業者に対する指導・監督(文化・観光部 <u>観光・空港振興局</u> )  | 平成24年度組織改正による担当部局変更   |  |  |  |  |

| 頁  | 項目                                | 修正前   | 修正後  | 修正理由  |
|----|-----------------------------------|---|--|---|
| 16 | ⑥高齢者の取引の安全の<br>確保                 | ○高齢者・家族等が安心して暮らすための<br>施策の推進(健康福祉部 <u>長寿政策局</u> ) | ○高齢者・家族等が安心して暮らすための施策の推進(健康福祉部 <u>福祉長寿局</u> )          | 平成24年度組織改正による担当部局変更   |
| 16 |                                   | ○提供される介護サービスの適正化(健康<br>福祉部 <u>長寿政策局</u> )         | ○提供される介護サービスの適正化(健康福祉部 <u>福祉長寿局</u> )                  | 平成24年度組織改正による担当部局変更   |
| 16 |                                   | ○適切な介護サービス利用の促進(健康福祉部 <u>長寿政策局</u> )              | ○適切な介護サービス利用の促進(健康福祉部 <u>福祉長寿局</u> )                   | 平成24年度組織改正による担当部局変更   |
| 17 | ⑦障害のある人の取引の<br>安全の確保              |   | また、障害福祉関係法令に基づき、障害福祉サービス事業者等に対する指導を通じ、適正な事業活動の促進を図ります。 | 障害福祉サービス等についての情報提供の<br>ほか、障害者政策課が行う障害福祉サービス<br>等の適正化のための事業所に対する指導・<br>監督を追加 |
| 17 | ⑦障害のある人の取引の<br>安全の確保              | (追加)  | ○提供される障害福祉サービス等の適正化(健康福祉部障害者支援局)                       | 障害福祉サービス等についての情報提供の<br>ほか、障害者政策課が行う障害福祉サービス<br>等の適正化のための事業所に対する指導・<br>監督を追加 |
| 17 | <ul><li>⑧外国人に対する相談体制の整備</li></ul> | ○外国人住民が生活しやすい環境づくり<br>(文化・観光部国際・交流局)              | ○外国人住民が生活しやすい環境づくり( <u>企画広報部地域外交局</u> )                | 平成24年度組織改正による担当部局変更   |

| 頁   | 項目               | 修正前   | 修正後  | 修正理由   |
|-----|------------------|---|--|--|
| 第4章 | 施策推進のための体制整備     |   |  |  |
| 19  | (前文)             | (2段目)県は、この交付金により(略)、平成<br>21年度から市町センターの整備や・・・                             | (2段目) 県は、この交付金により(略)、平成21年度から <u>平成25年度まで消費者行政活性化基金事業を実施し、</u> 市町センターの整備や・・・                                     | 基金実施年度を明記。<br>※パブコメ後、基金事業延長を踏まえ、「平成<br>25年度まで」に変更。                               |
| 19  | (前文)             | (2段目に追加)  | また、消費者行政活性化基金事業終了後(平成26年度以降)は、国が講ずる新たな地<br>方財政支援措置の動向も注視しながら、"集中育成・強化期間"に整備された体制を<br>維持・充実するべく、更なる消費者行政の強化に努めます。 | 基金終了後(26年度以降)の方向性を記載<br>※パブコメ後、基金事業延長を踏まえ、「(平成26年度以降)」に変更。                       |
| 20  | ①県庁内の連携体制の強<br>化 | (追加)  | さらに、平成23年度に県と警察本部の間で締結した「消費生活侵害事犯の被害拡大防止等に係る連携に関する協定」に基づき、悪質商法や詐欺的商法等による被害拡大防止や被害回復の支援及び再発防止を図ります。               | 計画策定後の新たな取組(警察連携)を追加   |
| 20  | ①県庁内の連携体制の強<br>化 | ○静岡県消費者行政推進本部の設置(くらし・環境部県民生活局)<br>本部長: <u>知事</u><br>本部員:(略)、 <u>警察本部長</u> | ○静岡県消費者行政推進本部の設置(くらし・環境部県民生活局)本部長: <u>副知事</u> 本部員:(略)、 <u>警察本部生活安全部長</u>   | 静岡県消費者行政推進本部設置要綱改正<br>による構成員の変更(平成22年6月18日施<br>行)                                |
| 20  | ①県庁内の連携体制の強<br>化 | ○詐欺事案等法令違反に関する情報の警察本部への情報提供(くらし・環境部県民生活局)                                 | ○ <u>悪質商法等による被害が疑われる相談情報の県警本部への情報提供等</u><br>(くらし・環境部県民生活局 <u>、県警本部</u> )   | 警察連携に関する取組を踏まえた記載に修正   |
| 21  | ②国等との連携          |   | 関係省庁や国民生活センター、 <u>消費者安全調査委員会(消費者事故調)など関係機関</u> との連携を強化し、…。   | 計画策定後に設置された消費者安全調査委員会(消費者事故調)を追加   |
| 23  | (前文)             | 静岡県消費者行政活性化基金を活用しながら、県及び市町消費生活相談窓口の強化と役割分担を進めます。                          | 静岡県消費者行政活性化基金等を活用しながら、県及び市町消費生活相談窓口の強化と役割分担を進めます。  | 基金事業終了後(平成25年度以降)に国が<br>講ずる新たな地方財政支援措置を想定  |
| 23  | ①県相談窓口の充実        | (前文)国は、(略)、計画的に相談窓口の充実に取り組んでいます。  | (前文)国は、(略)、計画的に相談窓口の充実に取り組むほか、消費者行政活性化基金事業終了後(平成25年度以降)は、国が講ずる新たな地方財政支援措置の動向も注視しながら、引き続き相談窓口の充実に努めます。            | 基金終了後(25年度以降)の方向性を記載   |
| 23  | ②市町相談窓口の支援       | (前文2段目)県は、(略)、静岡県消費者行政活性化基金を活用し、・・・                                       | (前文2段目)県は、(略)、静岡県消費者行政活性化基金 <u>等</u> を活用し、・・・  | 基金事業終了後(平成25年度以降)に国が<br>講ずる新たな地方財政支援措置を想定  |
| 23  | ②市町相談窓口の支援       | ○静岡県消費者行政活性化基金の活用(くらし・環境部県民生活局)   | ○静岡県消費者行政活性化基金 <u>等</u> の活用(くらし・環境部県民生活局)  | 基金事業終了後(平成25年度以降)に国が<br>講ずる新たな地方財政支援措置を想定  |
| 24  | 体制整備に向けた工程表      | (21年度から <u>24年度</u> までの工程表)   | (21年度から <u>26年度</u> までの工程表に修正)   | 消費者行政活性化基金事業期間及び消費者行政推進基本計画期間の延長に伴う時点<br>修正<br>※パブコメ後、基金事業再延長を踏まえ、「26<br>年度」に変更。 |
| 25  | 県消費生活相談体制の整<br>備 | 消費者行政活性化基金事業期間終了時<br>( <u>H24.4</u> )                                     | 消費者行政活性化基金事業期間終了時( <u>H26.4</u> )  | 消費者行政活性化基金事業期間の延長に<br>伴う時点修正<br>※パブコメ後、基金事業再延長を踏まえ、<br>「H26.4」に変更。               |